

改正案	現行
<p>（学校又は養成所の指定）</p> <p>第十条 行政庁は、法第十五条第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により臨床検査技師養成所の指定をしたときは、遅滞なく、当該臨床検査技師養成所の名称及び位置、指定をした年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条第一項の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十六条において同じ。）を経由して行わなければならない。</p>	<p>（学校又は養成所の指定）</p> <p>第十条 主務大臣は、法第十五条第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所（以下「学校養成所」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第十一条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。</p>

(変更の承認又は届出)

第十二条 第十条第一項の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、第十条第一項の指定を受けた臨床検査技師養成所（以下この項及び第十五条第二項において「指定養成所」という。）の変更の承認をしたとき、又は前項の規定により指定養成所の変更の届出を受領したときは、主務省令で定めるところにより、当該変更の承認又は届出に係る事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

(報告)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、行政庁に報告しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、毎学年度開

(変更の承認又は届出)

第十二条 第十条の指定を受けた学校養成所（以下「指定学校養成所」という。）の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(新設)

第十三条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(新設)

始後四月以内に、当該報告に係る事項（主務省令で定めるものを除く。）を厚生労働大臣に報告するものとする。

（報告の徴収及び指示）

第十四条 行政庁は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 行政庁は、第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第十五条 行政庁は、指定学校養成所が第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定養成所の指定を取り消したときは、遅滞なく、当該指定養成所の名称及び位置、指定を取り消した年月日その他の主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

（指定取消しの申請）

第十六条 指定学校養成所について、行政庁の指定の取消しを受けよう

（報告の徴収及び指示）

第十四条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消し）

第十五条 主務大臣は、指定学校養成所が第十条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

（新設）

（指定取消しの申請）

第十六条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けよう

するときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十條第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該臨床検査技師養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十一條	(略)	(略)

申請書を、行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、

とするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特例)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十一条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)	(新設)	(新設)
第十一條	(略)	(略)

申請書を、その所在地の都道府県知事（大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない

	第十三条第一項並びに第十六条において同じ。)を經由して行わなければならない	
第十二条第一項	(略) 行政庁に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない	(略) 行政庁に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第二項	(略) 行政庁に届け出なければならない。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない	(略) 行政庁に通知するものとする
第十二条第三項	この項 届出 ものとする	この項、次条第二項 通知 ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣

第十二条第一項	(略) その所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない	(略) 主務大臣に協議し、その承認を受けるものとする
第十二条第二項	(略) その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣に届け出なければならない	(略) 主務大臣に通知するものとする
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)

第十三条第一	(略)	臣である場合は、この限りでない
第十三条第一	(略)	(略)
第十三条第二	報告を 当該報告 ものとする	通知を 当該通知 ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない
第十五条第一	(略)	(略)
第十五条第一	第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定	第十条第一項に規定する主務省令で定める基準に適合しなくな

第十三条	(略)	(略)
(新設)	その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない	主務大臣に通知するものとする
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
第十五条	第十条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による	第十条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと

前条	(略)	(略)	第十五条第二項	(略)	による指示に従わないとき
			ものとする	き	つたと認めるとき
	(略)	(略)	い	ものとする。ただし、当該指定養成所の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない	
	(略)	(略)	い	申請書を、行政庁に提出しなければならぬ。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を經由して行わなければならない	

(事務の区分)

第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条後段、第十二条第一項後段及び第二項後段、第十三条第一項後段並びに第十六条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律

第十六条	(略)	(略)	(新設)	(略)	指示に従わないとき
			(新設)	き	認めるとき
	(略)	(略)	い	申請書を、その所在地の都道府県知事を經由して、主務大臣に提出しなければならない	
	(略)	(略)	い	申請書を、その所在地の都道府県書面により、主務大臣に申し出るものとする	

(事務の区分)

第十九条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項、第七条、第十一条から第十三条まで並びに第十六条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号

第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(行政庁等)

第二十一条 この政令における行政庁は、法第十五条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による臨床検査技師養成所の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2
(略)

法定受託事務とする。

(主務大臣等)

第二十一条 この政令における主務大臣は、法第十五条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、同号の規定による臨床検査技師養成所の指定に関する事項については厚生労働大臣とする。

2
(略)